

熊本県奨学のための給付金交付申請書

基準日 令和8年7月1日

熊本県教育長 様

年 月 日

私は、以下の5点を誓約したうえで、次のとおり奨学のための給付金を申請します。※□に☑をつけてください。

- ☐1 この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐2 この申請書に虚偽等の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐3 私は熊本県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っておりません。
- ☐4 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- ☐5 この申請の対象となる高校生等の教育費（教科書代、学用品代等）に、奨学のための給付金を使用します。

フリガナ		高校生等との関係	☐ 親権者 ☐ 未成年後見人
申請者氏名			☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
申請者住所	〒 ー TEL ー ー		

【1 対象となる高校生等について】

フリガナ			生年月日	年 月 日	
氏 名					
国籍	☐ ①日本国 ☐ ②日本国以外	国籍が「②日本国以外」の場合に該当する項目に☑をつけてください。			
		③	☐ 特別永住者		
		④	☐ 永住者		
		⑤	☐ 日本人の配偶者等（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）		
		⑥	☐ 永住者の配偶者等（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）		
		⑦-1	☐ 定住者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）、日本国への永住意思有		
		⑦-2	☐ 定住者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）、日本国への永住意思無		
		⑧-1	☐ 家族滞在（日本の小中学校卒業し、日本で就労して定着する意思がある）		
		⑧-2	☐ 家族滞在（⑧-1以外）		
⑨	☐ ③～⑧以外の在留資格のうち留学による新入生以外（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）				
在学する学校	学校の名称			課程	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制
	学校の所在地	都道府県 市区町村			
	在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日		学年	年 回 回
過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日		学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数 回
	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日		学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数 回

【2 振込口座の届出】

口座振替払	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店・支所 出張所	金融機関・支店コード
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	フリガナ 口座名義	

※振込口座が確認できる書類（通帳の表紙やキャッシュカード等のコピー）を添付してください。
※申請者以外の者の口座を指定する場合、委任状が必要です。

【3 生活保護（生業扶助）受給世帯として申請する場合は、☑をつけてください。】

①	☐	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、生活保護受給証明書を提出します。
---	--------------------------	---

→ 裏面【5 申請区分】へ進んでください。
(裏面も記入してください。)

【4 保護者等の収入の状況について】

(1) 次の者の所得確認書類を提出します。基準日（令和8年7月1日）時点で該当する項目に☑をつけてください。

①	☐	親権者（両親）2名分 又は 生計維持者（両親）2名分（※） ※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
②	☐	親権者 1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の所得確認書類を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(2) 所得確認書類を提出する保護者等の氏名、生徒との続柄及び所得割額を記入してください。

氏名	(フリガナ)	生徒との続柄	(フリガナ)	生徒との続柄
	道府県民税所得割額 ①	円	道府県民税所得割額 ③	円
	市町村民税所得割額 ②	円	市町村民税所得割額 ④	円

住民税所得割額の合算 (①+②+③+④)	円	※①、②、③、④それぞれ100円未満の場合は、切捨て0円として合算 (例1) ①99円、②50円、③20円、④10円の場合は、合算0円 (例2) ①99円、②50円、③180円、④90円の場合は、合算180円
-------------------------	---	--

上記保護者等の令和8年1月1日時点の住所（市区町村まで）
※日本国内に住所を有していない場合には、□に☑をつけてください。）

都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。	☐ 日本国内に住所を有していない。

【5 申請区分】 申請内容に該当する項目に☑をつけてください。

申請区分	期間区分	全学年選択可	新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります）				
		☐ 1年間分	☐ 4月～6月分（前倒し給付）				
		☐ 7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）					
	世帯区分	前倒し給付額		年額給付額		災害時の 制服加算	
		全日制 定時制	通信制	全日制 定時制	通信制		
		☐ 生活保護（生業扶助）受給世帯	8,075円	8,075円	32,300円 ※前倒し給付済みの場合は24,225円	32,300円 ※前倒し給付済みの場合は24,225円	
		☐ 住民税非課税世帯 ※住民税所得割額の合算が0円	35,925円 ※基準日時点、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。	12,625円	143,700円 ※前倒し給付済みの場合は107,775円	50,500円 ※前倒し給付済みの場合は37,875円	64,800円
		☐ 家計急変世帯 ※基準日時点、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。	35,925円	12,625円	家計急変の時期により異なります。		世帯区分により異なります。
	☐ 住民税所得割額の合算が100円～105,500円未満の世帯 ※対象となる高校生等の国籍が①～⑥、⑦-1、⑧-1			47,900円	16,830円	21,600円	
	☐ 住民税所得割額の合算が105,500円～182,500円未満の世帯 ※対象となる高校生等の国籍が①～⑥、⑦-1、⑧-1			35,930円	12,630円	16,200円	
交付申請額		円					

【認定欄】※県記入欄

交付決定額	円
-------	---

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含み
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。
- 二 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ホ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものです。が、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒が就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者
- ロ (1)①に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- (1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(1)④及び⑤に含まれます。
- (注) 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、高校教育課修学支援班へ相談してください。
- ハ (1)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等又はマイナンバーを添付してください。※課税世帯及び家計急変世帯は、マイナンバー不可。
- 二 (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- ホ (2)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は、課税証明書等を参照の上、記入してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。※学び直しを除く
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
- なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- 二 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高齢生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

熊本県奨学のための給付金交付申請書

基準日 令和8年7月1日

熊本県教育長 様

令和8 年 7 月 〇 日

私は、以下の5点を誓約したうえで、次のとおり奨学のための給付金を申請します。※□に☑をつけてください。

- ☒1 この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒2 この申請書に虚偽等の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒3 私は熊本県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っておりません。
- ☒4 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- ☒5 この申請の対象となる高校生等の教育費（教科書代、学用品代等）に、奨学のための給付金を使用します。

フリガナ	クマモト タロウ	高校生等との関係	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人
申請者氏名	熊本 太郎		☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
申請者住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 TEL *** - *** - *** 〇〇市△△町□丁目×番××号		

【1 対象となる高校生等について】

フリガナ	クマモト ジロウ	生年月日	平成〇〇 年 〇 月 〇 日	
氏 名	熊本 次郎			
国籍	☒ ① 日本国 ☐ ② 日本国以外	国籍が「②日本国以外」の場合に該当する項目に☑をつけてください。		
		③	☐ 特別永住者	
		④	☐ 永住者	
		⑤	☐ 日本人の配偶者等（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）	
		⑥	☐ 永住者の配偶者等（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）	
		⑦-1	☐ 定住者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）、日本国への永住意思有	
		⑦-2	☐ 定住者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）、日本国への永住意思無	
		⑧-1	☐ 家族滞在（日本の小中学校卒業し、日本で就労して定着する意思がある）	
		⑧-2	☐ 家族滞在（⑧-1以外）	
		⑨	☐ ③～⑧以外の在留資格のうち留学による新入生以外（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）	
在学する学校	学校の名称	〇〇県立△△高校	課程	☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制
	学校の所在地	〇〇 都道府県 △△ 市区町村 □丁目×番××号		
	在学期間	令和〇 年 〇 月 〇 日 ～ 令和〇 年 〇 月 〇 日	学年	2 年 在学中に給付金を受給した回数 1 回
過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数 回
	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数 回

【2 振込口座の届出】

口座振替払	金融機関名	〇〇 銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	△△ 本店 支店 出張所	金融機関・支店コード	9999 999
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	01 23456	フリガナ	クマモト タロウ
				口座名義	熊本 太郎	

※振込口座が確認できる書類（通帳の表紙やキャッシュカード等のコピー）を添付してください。

※申請者以外の者の口座を指定する場合、委任状が必要です。

【3 生活保護（生業扶助）受給世帯として申請する場合は、☑をつけてください。】

①	☐	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している ※該当する場合は、明書を提出します。
---	--------------------------	--

→ 裏面【5 申請区分】へ進んでください。
(裏面も記入してください。)

【4 保護者等の収入の状況について】

(1) 次の者の所得確認書類を提出します。基準日（令和8年7月1日）時点で該当する項目に☑をつけてください。

①	☒	親権者（両親）2名分 又は 生計維持者（両親）2名分（※） ※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
②	☐	親権者 1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の所得確認書類を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(2) 所得確認書類を提出する保護者等の氏名、生徒との続柄及び所得割額を記入してください。

氏名	(フリガナ) クマモト タロウ	生徒との続柄
	熊本 太郎	父
	道府県民税所得割額 ①	0 円
	市町村民税所得割額 ②	0 円

氏名	(フリガナ) クマモト ハナコ	生徒との続柄
	熊本 花子	母
	道府県民税所得割額 ③	0 円
	市町村民税所得割額 ④	0 円

住民税所得割額の合算 (①+②+③+④)	0 円	※①、②、③、④それぞれ100円未満の場合は、切捨て0円として合算 (例1) ①99円、②50円、③20円、④10円の場合は、合算0円 (例2) ①99円、②50円、③180円、④90円の場合は、合算180円
-------------------------	------------	--

上記保護者等の令和8年1月1日時点の住所（市区町村まで）
※日本国内に住所を有していない場合には、□に☑をつけてください。）

熊本 都 道 熊本 市 区 府 県 町 村	熊本 都 道 熊本 市 区 府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。	☐ 日本国内に住所を有していない。

【5 申請区分】 申請内容に該当する項目に☑をつけてください。

申請区分	期間区分	全学年選択可	新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります）				
		☒ 1年間分	☐ 4月～6月分（前倒し給付）				
		☐ 7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）					
	世帯区分	前倒し給付額		年額給付額		災害時の 制服加算	
		全日制 定時制	通信制	全日制 定時制	通信制		
		☐ 生活保護（生業扶助）受給世帯	8,075円	8,075円	32,300円 ※前倒し給付済みの場合は24,225円	32,300円 ※前倒し給付済みの場合は24,225円	
		☒ 住民税非課税世帯 ※住民税所得割額の合算が0円	35,925円 ※基準日時点、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。	12,625円	143,700円 ※前倒し給付済みの場合は107,775円	50,500円 ※前倒し給付済みの場合は37,875円	64,800円
		☐ 家計急変世帯 ※基準日時点、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。	35,925円	12,625円	家計急変の時期により異なります。		世帯区分により異なります。
	☐ 住民税所得割額の合算が100円～105,500円未満の世帯 ※対象となる高校生等の国籍が①～⑥、⑦-1、⑧			47,900円	16,830円	21,600円	
	☐ 住民税所得割額の合算が105,500円～182,500円未満の世帯 ※対象となる高校生等の国籍が①～⑥、⑦-1、⑧			35,930円	12,630円	16,200円	

家計急変の場合は記入不要

交付申請額 ▶ **143.700** 円

【認定欄】 ※県記入欄

交付決定額	円
-------	---

振込口座が確認できる書類を添付してください。

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）
が分かる通帳の表紙やキャッシュカードの写し

（※必ず添付してください。）

添付書類の例

※振込口座が確認できる書類（例：ゆうちょ銀行の場合）

記号 番号
11960 1234561
おなまえ

ショウガク ハナコ

株式会社 ゆうちょ銀行
(金融機関コード: 9900)
通帳作成地: 東京都千代田区蔵が町1-3-2
株式会社ゆうちょ銀行

通帳とお届け印とは、別々に保管してください。

カード紛失センター 0120-794889

通常貯金ご利用の上限額 13,000,000円

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください
【店名】 一九八（読み イチキユウハチ）
【店番】 198【預金種目】 普通預金【口座番号】 0123456

振込口座の金融機関名、口座番号、口座
名義人（カナ）が分かる通帳の表紙や
キャッシュカードの写しを添付してくだ
さい。

※申請者以外の者の口座を指定する場合
は、別途「熊本県奨学のための給付金受
領委任状」を提出してください。